

壱岐市農業委員会定例会（令和8年7月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年7月24日（金） 午前9時00分
 2. 開催場所 壱岐市役所 石田庁舎 第4会議室
 3. 出席委員 農業委員会長 外 農業委員 18名
 4. 欠席委員 無
 5. 事務局職員 事務局長 事務局次長 主任主事
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 . 番 . . 委員 . 番 . . 委員
 - 第2. 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について
 - 議案第32号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について
 7. その他
次回の定例会の日程について 令和8年8月25日（火）午前9時00分～
-

開 会 （ 午前9：00 ）

事務局 皆さん、おはようございます。
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年7月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、全委員出席です。
本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会 長 皆さん、おはようございます。
本日は7月の定例会を開催しましたところ、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。連日、猛暑が続いております。報道でも全国的に熱中症が多く発生しております。皆さんにおかれましては、現在、農地利用状況調査などに取り組まれているところですが、日中の暑い時間帯はできるだけ避けて活動していただき、熱中症には十分注意していただきたいと思います。

また、私事ではございますが、6月に開催された県農業会議の総会をもちまして、長崎県農業会議理事及び常設審議委員を退任いたしました。2年間務めさせていただきましたが、また2年後に就任する可能性もあります。一旦任期満了となりました。皆様にはいろいろとご協力、ご支援をいただき、ありがとうございました。

本日の議案は、農地法第3条関係が8件、中間管理事業関係が2件です。その他、報告事項もございます。

皆様には慎重にご審議いただき、すべてご承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、・・主任主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第30号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおり提出がされたので、審議のうえ決定の要がある。

30番 土地の所在

勝本町片山触 字八枝	・ ・ ・ 番 ・	地目	田	面積	5 5 5 m ²
同じく	・ ・ ・ 番	地目	田	面積	9 0 3 m ²
同じく	・ ・ ・ 番 ・	地目	田	面積	7 6 6 m ²
同じく	・ ・ ・ 番 ・	地目	田	面積	7 8 8 m ²
同じく	・ ・ ・ 番 ・	地目	田	面積	2 , 5 2 2 m ²
同じく	・ ・ ・ 番	地目	田	面積	2 , 0 6 7 m ²
同じく	・ ・ ・ 番 ・	地目	田	面積	1 , 0 7 0 m ²
同じく	・ ・ ・ 番 ・	地目	田	面積	1 , 2 4 3 m ²
同じく	・ ・ ・ 番	地目	田	面積	1 , 2 0 7 m ²

同じく	・・・番	地目	田	面積	803㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	668㎡
同じく	・・・番	地目	田	面積	592㎡
芦辺町箱崎谷江触 字揚	・・・番	地目	田	面積	1,477㎡
同じく	・・・番・	地目	田	面積	558㎡
同じく 字大笹	・・・番・	地目	田	面積	1,789㎡
譲渡人	・・・・・・・・・・				
譲受人	・・・・・・・・・・				

経営地面積は田が31,974㎡、畑が8,960㎡の計40,934㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、WCS、飼料作物です。農機具は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスタ、タイヤショベル、軽トラックを所有してあります。また家畜は肉用牛を所有してあります。

農作業歴は本人30年、妻30年です

通作距離については、1kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、WCS、飼料作物の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月21日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、7月21日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんが高齢で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・・さんへ当該農地を売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号30番は決定します。
続きまして、31番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願いします。

31番 土地の所在

勝本町北触 字打越 . . . 番 地目 田 面積 1,724㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が 5,053㎡、畑が6,730㎡の計11,783㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻です。

農機具は、トラクター、ハーベスタ、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人60年、妻50年です。

通作距離については、2kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・ ・ 委員 はい。担当の ・ ・ です。

事務局の説明の通り、7月21日に本人に確認を致しました。

譲渡人の ・ ・ さんが高齢で農地の耕作ができないということで、譲受人である ・ ・ さんへ当該農地を売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号31番は決定します。

続きまして、32番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

32番 土地の所在

勝本町立石南触 字八水 ・ ・ ・ 番 地目 田 面積 1,457㎡

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

経営地面積は田が33,342㎡、畑が22,809㎡の計56,151㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため贈与する。

譲受人 受贈し、農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、イタリアンです。

農機具は、トラクター、コンバイン、ロールバレー・ラッピングマシン、ボールカッタ、2tダンプトラック、ショベルバックホーを所有しております。

また、家畜は成牛、小牛を所有しております。

構成員は、常時雇用者4名です。

通作距離については、約6km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、イタリアンの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月21日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、7月21日に従業員さんに確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは島外在住で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・・さんへ贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号32番は決定します。
続きまして、33番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

33番 土地の所在

芦辺町諸吉東触 字原田 ・・・番・ 地目 田 面積 2,341㎡

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

経営地面積は田が 11,422㎡、畑が8,953㎡の計20,375㎡
です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻です。

農機具は、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機、ホイールローダー
を所有しております。

農作業歴は本人20年、父50年、母50年、子2年です。

通作距離については、1kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月21日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、7月21日に本人に確認を致しました。

父が所有する農地を子へ生前贈与する案件でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・・委員 一つよろしいでしょうか。今回の案件とは直接関係ありませんが、農林部長もおられますので、この機会に申し上げます。

今年の早期水稻やWCS（稲発酵粗飼料）の圃場で病気が各地で発生しています。先ほど・・・委員とも話をしましたが、除草剤との関係も含め、原因がはっきりしていません。

この場で議論する内容ではないかもしれませんが、他にお伝えする機会もありませんので、原因をしっかりと調査していただきたいと思います。来年の作付けに向けて対策を検討していただければと思います。

事務局長 ご意見ありがとうございます。この件については、事務局としても、また再生協議会事務局としても課題と認識しております。

県やJAとも情報共有を行い、原因や対応について協議していきたい

と考えております。

- ・委員 そのために部長がおられる場で申し上げました。皆さんで情報を共有していただければと思います。よろしくお願いします。

議長 よろしいでしょうか。
他にご異議がないようですので、議案第30号33番は決定します。
続きまして、34番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

34番 土地の所在

芦辺町諸吉東触 字原田 . . . 番 . 地目 田 面積 1,071㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が 11,422㎡、畑が8,953㎡の計20,375㎡
です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻です。

農機具は、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機、ホイールローダー
を所有してあります。

農作業歴は本人20年、父50年、母50年、子2年です。

通作距離については、1kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻作付けでありますので、周辺への影響は、
ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。7月21日に・委員さんと譲受人との立会いの下、現地
確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

- ・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい。担当の・・です。

事務局の説明の通り、7月21日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんが高齢で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・さんへ当該農地を売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号34番は決定します。

続きまして、35番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

35番 土地の所在

芦辺町諸吉南触 字高塚 ・・・番 地目 田 面積 538㎡

同じく 字尾崎 ・・・番・ 地目 畑 面積 146㎡

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地面積は田が 5,097㎡、畑が628㎡の計5,725㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、田植機、管理機を所有しております。

農作業歴は本人30年です

通作距離については、130mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地

確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい。担当の・・です。

事務局の説明の通り、7月21日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは島外在住で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号35番は決定します。

続きまして、36番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願いします。

36番 土地の所在

石田町石田西触 字大川 ・・・番・ 地目 田 面積 984㎡

同じく ・・・番・ 地目 田 面積 159㎡

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地面積は田が1,143㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により譲渡する。

譲受人 受贈し農業経営を開始する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況はジャガイモの作付けです。

農機具は、耕運機、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人、子ともにありません。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。
「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。
「地域との調和要件」ですが、ジャガイモの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。
よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
7月22日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、7月22日に本人に確認を致しました。

譲渡人である・・・さんの要望により、当該農地の管理が困難であることから、譲受人である・・・さんへ贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号36番は決定します。
続きまして、37番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願いします。

37番 土地の所在

石田町筒城西触	字城ノ越	・・・番	地目	田	面積	605㎡
同じく	字高坂	・・・番	地目	田	面積	1,125㎡
同じく		・・・番	地目	畑	面積	52㎡
同じく	字鍵ノ元	・・・番	地目	田	面積	1,730㎡
石田町本村触	字城ノ辻	・・・番	地目	畑	面積	2,868㎡
譲渡人	・・・・・・・・					

譲受人

経営地面積は田が3,460㎡、畑が7,213㎡の計10,673㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により譲渡する。

譲受人 受贈し、農業経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稲、牧草です。

農機具は、軽トラック、耕運機、モア、コンバイン、トラクター、乾燥機を所有してあります。

農作業歴は本人50年です。

通作距離については、約1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稲、牧草の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月21日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の説明を求めます。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番・・委員。

・・委員 はい。担当の・・です。

事務局の説明の通り、7月21日に本人に確認を致しました。

譲受人である・・さんは農業経営規模の拡大を図るため、譲渡人である・・さんより当該農地を譲り受けるものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第30号37番は決定します。
続きまして議案第31号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」と議案第32号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第31号及び議案第32号について、一括して説明いたします。5頁をお願いします。

議案第31号「農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。6頁から8頁をご覧ください。

令和8年7月分の計画は一覧表のとおりであります。

内容につきましては、賃貸借権設定が39筆、61,001㎡、使用貸借権設定が19筆、19,111㎡、合計58筆、80,112㎡となっております。

続きまして、9頁をお願いします。

議案第32号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。

10頁から12頁の計画は一覧表のとおりであります。

なお、本計画は議案第31号の内容に加え、12頁の番号59番の1筆、1,524㎡について、受け手が変更となるものです。

本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に定める要件を満たしております。

また、議案第31号の公告と議案第32号の計画決定は同時施行となります。

以上で説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることになります。何かございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、異議がないようでありますので、議案第31号と議案第32号は原案のとおり決定します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局から3点ご連絡します。

まず、お手元に配付しております「吉岐地域の農業を考える研修会」の開催案内をご覧ください。

この研修会は、吉岐地域の農業の現状や今後の方向性について学ぶことができる、大変有意義な研修会です。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、ぜひ積極的にご参加いただきたいと考えています。

8月になりましたら、改めて案内文書を郵送しますので、多くの皆様のご参加をお願いします。

次に、資料はありませんが、行政視察研修の進捗状況について報告します。

当初、先進的な取組を学ぶため、上天草市農業委員会へ行政視察の受入れを依頼していましたが、・・株式会社の「アクタバ」を活用した農地利用状況調査については、運用開始から間もないこともあり、受入れ体制が整っていないため、視察受入れは難しいとの回答をいただきました。

そこで、新たな視察先として、大村市農業委員会へ行政視察の受入れを依頼しています。

大村市では、タブレット端末を活用した農地利用状況調査をはじめ、委員への事務連絡や総会での議案審議など、農業委員会業務のデジタル化を積極的に進められています。

その取組内容や導入効果、運用上の課題などについて研修をお願いします。

視察時期は10月下旬を予定しています。

ただし、10月27日は大村市農業委員会の定例総会開催日のため、その日は避けてほしいとの連絡を受けています。

そこで、候補日を2～3案提示したいと考えています。

現在、事務局としては、第1案を10月22日から23日の1泊2日、第2案を10月28日から29日の1泊2日で検討しています。

また、定例会の日程についてですが、これまでは定例会終了後にそのまま研修へ出発していました。

今回は、通常どおり10月26日に定例会を開催する方法と、別日程

とする方法の両方を検討しています。

会場及び事務局の日程は調整可能ですので、ご意見があればお願いします。

- ・委員 定例会と出張が重複することになりますが、事務局として問題はありませんか。

事務局 事務局として特に問題はありません。

フェリーは印通寺港 10 時 50 分発ですので、定例会を午前 9 時から開催すれば十分間に合うと考えています。

- ・委員 定例会と研修を同じ日にすると負担が大きいのではないのでしょうか。

会長 日程的には負担になりますので、定例会終了後、そのまま出発する方法も一つの案だと思います。

事務局 事務局で協議した結果、10 月 27 日は大村市が対応できないため、10 月 26 日に定例会を開催した後、大村市へ移動し、その日のうちに研修を行い、翌 27 日は別の施設を視察して帰る方法も考えています。

この案については、大村市とも相談したいと思います。

今後も調整を進め、来月の定例会で内容をご報告し、具体的な日程を決定したいと思います。

よろしくお願いします。

最後に、長崎県農業委員会女性ネットワーク第 16 回総会・研修会の開催案内が届いています。

本日、女性農業委員の皆様へ資料を配付しています。

この研修会は、女性農業委員相互の情報交換を目的として開催されるもので、総会のほか、農業者年金制度や情報提供活動に関する研修、グループワークなどが予定されています。

つきましては、定例会終了後、女性農業委員の皆様にお集まりいただき、参加について協議したいと思いますので、ご協力をお願いします。

次に、次回定例会の日程です。

令和 8 年 8 月 25 日（火）午前 9 時から、この会場で開催します。

事務局からは以上です。

議 長 皆さんから何かございますか。

・ ・ 委員 行政視察が難しいのであれば、長崎県農業会議への視察も検討してはどうでしょうか。

・ ・ 議長 今後は、このようなデジタル機器に慣れていく必要があります。
行政だけでなく、議会や JA の理事会でもタブレットの活用が進んでおり、これからはタブレットを活用する時代になります。
皆さんも早く慣れていただきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いします。

事務局 タブレットによる農地利用状況調査について補足します。
前回の研修では研修用アプリを使用しましたが、実際に現地確認を行う際は、タブレットにインストールされている「現地確認アプリ」を使用してください。
ログイン方法は、裏面に記載している ID とパスワードを使用します。
ID はメールアドレス、パスワードは記載のとおりです。
また、簡易入力コードは、パスワードの下 4 桁の数字を入力してください。
事前にログインできることは確認していますが、ログインできない場合や不明な点がありましたら、その都度事務局へご連絡ください。
既にタブレットを活用して農地利用状況調査を実施されている委員もいらっしゃいます。
操作に慣れている方は、積極的にタブレットをご活用ください。
なお、従来どおり紙で調査を行っていただいても構いませんので、ご自身が使いやすい方法で調査を進めていただければと思います。
引き続きよろしくお願いします。

議 長 ほかにご意見がないようですので、本日の日程を終了します。
ご協力ありがとうございました。
これをもちまして、本日の定例会を閉会します。ありがとうございました。